

質問第三号

JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年二月二十二日

福島みずほ

参議院議長 千景殿

JCOにおけるウラン溶液製造の許可に関する質問主意書

株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）におけるウラン溶液製造の許可に関しては、平成十六年十月十四日に質問主意書を提出し、平成十六年十一月十九日付けでこれに対する答弁書（以下「答弁書」という。）を受領している。しかし、その答弁内容については、次に述べるような疑義がある。

まず、「常陽」「ふげん」用硝酸ウラニル溶液の製造については、核燃料サイクル開発機構東海事業所の報告書「JCO臨界事故に関するサイクル機構とJCOとの関係について―改訂版―（調査報告）」において、「許可申請書には硝酸ウラニル溶液の製造に関しては記載されていない」と記述しているのに対して、答弁書では、「天然二酸化ウラン粉末を硝酸に溶解して硝酸ウラニル溶液にする工程を含む核燃料物質の使用の許可を得て」おり「「違法製造」が行われていたとの事実は承知していない」との答弁があった。

一方、「もんじゅ」用硝酸ウラニル溶液の製造については、答弁書では具体的答弁がなかった。

また、答弁書において、「工程を含む」許可を得ている旨の答弁がなされている部分があるが、この「工程を含む」の趣旨が、最終製品を意味するのか工程の途中における中間状態なのかが明確でない。

さらに、答弁書の内容では、JCOが実際に転換試験棟以外の施設、すなわち第1加工施設棟・第2加工

施設棟で硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造する許可を得ていたのかについても依然として疑義がある。

したがって、JCOが最終製品として「常陽」「ふげん」「もんじゅ」用の硝酸ウラニル溶液（「常陽」用の一部分を除く。）を製造する許可を得ていたことの証拠が示されていない。

そこで、改めて以下質問する。

一 「常陽」「ふげん」用硝酸ウラニル溶液製品の製造許可について

1 答弁書では、「昭和五十六年度当時、JCOは、原子炉等規制法第五十二条第一項の規定に基づき、管理棟にある使用施設において天然二酸化ウラン粉末を硝酸に溶解して硝酸ウラニル溶液にする工程を含む核燃料物質の使用の許可を得ている。」と説明している。

この「硝酸ウラニル溶液にする工程を含む」とは、最終製品としてウラン粉末を製造する工程の途中でいったんウラン溶液の状態になることであり、硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造する許可を得ていることではないのか。

2 もし、JCOが当時、後に溶液製造を含む加工事業許可を取得した転換試験棟以外で、最終製品とし

て「常陽」「ふげん」用の硝酸ウラニル溶液を製造する許可を得ていたのならば、「常陽」「ふげん」用の硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造することを申請した年月日と、それに対して国が許可を与えた年月日はいつか。あわせて、JCOが硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造することをどのよう
に記載したのか、申請書の該当部分の具体的な文言を示されたい。

また、申請書による許可を得ていなかった場合、最終製品としてウラン粉末の製造の許可のみを得た施設で硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造することは許可なき製造に当たり、違法ではないか。これに対して、国は何らかの措置を行ったのか。

二 「もんじゅ」用硝酸ウラニル溶液製品の製造許可について

1 答弁書では、JCOが「六フッ化ウラン等を硝酸ウラニル溶液に転換し、さらに、それを酸化ウラン粉末にする工程を含む加工の事業（以下「加工事業」という。）の許可を得ていた。」と説明している。

しかし、現在入手可能な申請書類から確認できるところでは、硝酸ウラニル溶液を製品として製造する許可を得ていたのは、昭和五十九年の変更許可により溶液製造許可を得た転換試験棟のみである。そ

の転換試験棟では、「もんじゅ」用硝酸ウラニル溶液を製造した記録は存在しない。このことから、「もんじゅ」用硝酸ウラニル溶液を製造していたのは軽水炉用ウラン加工施設（第1加工施設棟・第2加工施設棟）ではないか。どの加工施設棟のどの場所において製造されていたかも併せて示されたい。

2 転換試験棟を除けば、「六フッ化ウラン等を硝酸ウラニル溶液に転換し、さらに、それを酸化ウラン粉末にする工程を含む加工の事業」とは、最終製品としてウラン粉末を製造する工程でいったんウラン溶液の状態になることであり、硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造する許可を得ていることではないか。あわせて、国としてJCOの軽水炉用ウラン加工施設（第1加工施設棟・第2加工施設棟）にいかなる製品の製造許可を与えていたかも示されたい。

3 もし、JCOが最終製品として「もんじゅ」用の硝酸ウラニル溶液を製造する許可を得ていたのならば、「もんじゅ」用の硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造することを申請した年月日と、それに対して国が許可を与えた年月日はいつか。あわせて、JCOが硝酸ウラニル溶液を最終製品として製造することをどのように記載したのか、どの加工施設棟のどの場所での溶液製造であるかも含め、申請書の該当部分の具体的な文言を示されたい。

また、許可を得ていなかった場合、最終製品としてウラン粉末の製造の許可のみを得た施設で硝酸ウラン溶液を最終製品として製造することは許可なき製造に当たり、違法ではないか。これに対して、国は何らかの措置を行ったのか。

三 住友金属鉱山株式会社による「常陽」用ウラン粉末の製造許可について

国は昭和四十七年三月、住友金属鉱山株式会社から申請のあった「常陽」用二十三日濃縮ウラン粉末の製造を許可しているが、その年間予定使用量は四十キログラムである（住友金属鉱山株式会社が昭和四十七年二月提出した「核燃料物質使用許可申請書」による）。ところが、当時の動力炉・核燃料開発事業団は三年間で約千五百キログラムの二十三日濃縮ウラン粉末製造を発注し、住友金属鉱山株式会社はそれを製造している（原子力安全委員会「ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告」（平成十一年十二月二十四日）参考Ⅲ―20）。これは国により許可された予定使用量を大幅に逸脱するものであり、違法ではないか。また国はこれに対して何らかの措置を行ったのか。

右質問する。

